

平成28年度第1回流山市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 平成28年5月26日（木）午後1時30分
- 2 場 所 流山市役所第1庁舎4階 第1・2委員会室
- 3 招集日 平成28年4月25日
- 4 出席委員
金森 弘行、渡辺 政子、宮嶋 佐和子、中村 悦子、
椎名 和彦、中久木 典子、稲田 衣子、秋元 篤司、
鈴木 孝夫、平井 賢俊、前田 良助、木川 稔
- 5 欠席委員
横田 勝正
- 6 事務局
湯浅市民生活部長、今野市民生活部次長兼国保年金課長
鈴木国保年金課長補佐、吉野国保年金課長補佐
岩本賦課給付係長、宮澤収納係長、
- 7 傍聴者
1名
- 8 議題
(1) 平成28年度流山市国民健康保険実施計画（案）について
(2) その他
ア 平成27年度決算見込について
- 9 配付資料
(1) 平成28年度第1回流山市国民健康保険運営協議会次第
(2) 平成28年度流山市国民健康保険実施計画（案）
(3) 平成28年度国民健康保険料国保収納係実施計画書（案）
(4) 平成27年度決算見込
- 10 会議時間 開会 午後1時30分
閉会 午後2時40分

（開会前）

被用者保険者等保険者を代表する委員に交代があったことから市民生活部長より委嘱状を交付。

議事内容

(事務局)

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。
開会前に配布資料の確認をさせていただきます。

(配布資料の確認)

また、事務局からお願いを申し上げます。会議録作成のため、説明、
質疑、答弁に当たっては、必ずマイクを使用し、氏名を名乗ってから
発言されるようお願いします。

次に、4月1日付けで人事異動がございましたので、職員を紹介し
ます。

(事務局異動職員の自己紹介)

それでは、只今から平成28年度第1回国民健康保険運営協議会を
開会いたします。

開会にあたりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長)

委員の皆様には、公私共に大変ご多忙の中お集まりいただきまして、
厚くお礼申し上げます。

本日は、平成28年度流山市国民健康保険実施計画(案)等につい
て、審議してまいりますのでよろしく申し上げます。

(事務局)

続きまして、市民生活部長よりごあいさつ申し上げます。

(市民生活部長)

本日は、平成28年度第1回の運営協議会ということで、お忙しい
中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

昨年度の国保運営協議会においては、国民健康保険料の改定という
非常に重要な案件について、委員の皆様におかれましては、真摯にご
審議いただき、大変なご苦勞をお掛けいたしましたこと、この場をお
借りいたしましてお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

さて、国民健康保険は、高齢化の進展や医療技術の高度化に伴い医
療費の高騰等が見込まれる中、安定的な財政運営や効率的な事業の確

保等により、制度の安定化を図らなければなりません。

こうした中、持続可能な国民健康保険制度を構築するため、平成27年度には、低所得者対策の強化のため1,700億円の財政支援の拡充、平成29年度からは更に1,700億円を投入し財政基盤を強化するとともに、平成30年度には、都道府県が財政運営の主体となり、制度の安定化が図られるところです。

今後の都道府県化に向けた準備事務の進捗等については、随時、運営協議会で報告いたします。

今後も相当厳しい中で国保の運営を強いられることが想定されますが、委員の皆様には、国保事業の運営に関する重要事項についてご協議いただき、将来にわたって国民健康保険を持続可能な制度とし、誰もが安心して医療を受けることができる医療保険制度の構築のため、ご意見を頂けるようお願い申し上げます。

(事務局)

協議会の議長は、流山市国民健康保険規則第6条の規定により、会長となっております。秋元会長、よろしくお願いいたします。

(議長)

それでは、これより議事に入ります。只今の出席委員は、12名でございます。よって、規定の定員数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告致します。次に、傍聴の関係ですが、1名から、傍聴したい旨の申し入れがあり、議長において、これを許可しましたのでご了承願います。それでは、議題1の平成28年度流山市国民健康保険実施計画(案)について事務局の説明を求めます。

(事務局)

平成28年度流山市国民健康保険実施計画(案)について説明します。

資料1-1をご用意ください。

平成28年度流山市国民健康保険実施計画(案)につきましては、平成27年度第7回国保運営協議会において素案の協議をいただいておりますが、年度初めの会議ですので、改めて提示させていただきます。

少し長くなりますので着席させていただきます。

実施計画につきましては、1 適用・適正化対策の推進、2 保険料の収納率向上対策の推進、3 医療費適正化対策の推進、4 保健事業の充実、5 その他の5項目を掲げ、各項目ごとに内容をまとめています。

具体的な事業につきましては、従来からの継続事項が多いことから、平成27年度から変更があったものなど、主な事業を抜粋し説明いたします。

1 ページをご覧ください。まず、1 適用・適正化対策の推進についてですが、具体的な事業は、(1) 適用・適正化調査、(2) 退職被保険者に対する適用、(3) 未申告者対策、(4) 居所不明者にかかる実態把握と資格喪失処理、(5) 2重加入者の職権消除です。

これらの事務事業は、保険料の算定及び国、県等の支出金、交付金の算定の基礎となることから、国や県からの監査対象でもあり、重要な事項であるため、継続して事業を推進していきます。

2 ページから3 ページをご覧ください。2 保険料の収納率向上対策の推進についてですが、具体的な事業として、(1) 滞納整理計画の策定、(2) 滞納世帯の実態分析、(3) 徴収体制の強化、(4) 納期内納付の推進、(5) 被保険者指導の徹底、(6) 滞納処分の強化、(7) 年金受給者からの特別徴収、(8) 納付環境の整備、(9) 職員の資質・意欲の向上を継続して行ってまいります。

(1) 滞納整理計画の策定ですが、今年度の収納率目標は前年度実績を踏まえ、現年分は92.00%、繰越分は35.00%としました。

本市の収納率は、職員の高い使命感により徹底した滞納整理の結果、平成26年度収納率実績91.31%は、県内37市中で第5位となりました。

平成27年度もさらに高い収納率を見込んでいます。

平成28年度国保収納係実施計画(案)については、後ほど説明します。

(3) 徴収体制の強化として、職員定数との関係がありますが、再任用職員の採用を念頭に専任収納員の配置を要望したいと考えています。

(8) 納付環境の整備については、口座振替の推進を引き続き実施すると共に、口座振替の原則化を検討していきます。また、クレジットカードによる納付についても導入を検討していきます。

3 ページから4 ページをご覧ください、3 医療費適正化対策の推進についてですが、具体的な事業として、(1) レセプト点検の充実、(2) 医療費通知、(3) ジェネリック医薬品使用促進通知、(4) 医療費デ

ータベースの整備・活用、(5) 第三者行為求償事務の実施、(6) 療養費の適正化、(7) 保険者間調整を行ってまいります。

(3) ジェネリック医薬品使用促進通知につきましては、連合会からの統計が示すように、年々使用が増えており、使用促進通知の効果が上がっているものと考えています。

更なる使用促進に向けて今年度からPRを印刷した保険証を収納するカードケースを国保窓口及び各出張所窓口で配布します。

平成27年中の本市のジェネリック医薬品の使用率については、数量ベースで66.4%となっています。

(7) 保険者間調整については、国保の資格喪失後の受診により発生する返還金の手続きについては、返還金が高額になるなどの元被保険者の負担軽減を図るため、医療機関を介さずに、保険者間で調整を図っていくものです。

引き続き4ページから5ページをご覧ください。4保健事業の充実についてですが、具体的な事業として、(1) 人間ドック及び脳ドック助成事業の実施、(2) あんま・はり等助成事業の実施、(3) 「健康を支える栄養学」による健康推進事業、(4) 特定健康診査・特定保健指導、(5) データヘルス計画を実施していきます。

人間ドック及び脳ドック助成事業の実施については、平成27年度から、従来の人間ドック助成に加えて、脳ドック助成及び人間ドックプラスMRI検査の助成を実施しているところです。

平成27年度の利用件数は、人間ドックが1,094件、脳ドック432件、人間ドックプラスMRI検査が444件、計1,970件で、平成26年度の人間ドック利用件数と比較し約400件増加しています。

データヘルス計画については、医療情報を活用して、地域の特性にあった保健事業を計画的に実施し、健康の保持・増進を図ることで、医療費の増嵩を抑制すべく施策の展開を国が各保険者に義務付けています。

これを受けて、本市も平成27年度にデータヘルス計画を策定しました。平成28年度から、流山市データヘルス計画に基づき、40歳から50歳代の被保険者の特定健診受診率の向上及び糖尿病重症化予防対策を保健師による訪問指導を中心とした事業を実施します。

また、特定健康診査・特定保健指導についてですが、平成29年度までに実施率を60%に引き上げるよう厚生労働省から目標値を示さ

れているところです。

流山市の特定健康診査については、千葉県平均を上回る45%の受診率であります。数年横ばい状況となっております。また、特定保健指導は、10%にとどまっているところです。

対策として、健康増進課や医師会と協議しつつ、今後はデータヘルス計画の策定に絡め、受診率向上を図っていきたいと考えます。

5ページをご覧ください。5その他の①適正な保険料の検討については、引き続き国保財政の健全化を目指し、適正賦課、収納対策を検討すると共に、平成30年度からの国保財政運営県単位化に伴う仕組み等の情報を注視し適正な対応を検討していきます。

②国県への要望としては、子ども医療費の助成など市が単独で行っている事業について、国庫負担金などが減額されることから、減額措置の廃止について、また、県単位化に向けての準備事務に係る経費を国の全額負担を要望していきます。

③マイナンバー制度の導入準備については、平成29年7月から他の自治体等とのマイナンバーに係る情報連携の開始に伴い、システムの改修を行います。

④県単位化の準備については、新制度となる県納付金や標準保険料率の算定基礎となるデータ提供のためのシステム改修を行います。

以上で、平成28年度流山市国民健康保険実施計画案の説明を終わります。

ご審議のほど、宜しくお願いいたします。

引き続き、国保収納係長宮澤から、「平成28年度国保収納係実施計画（案）」の説明をいたします。

（事務局）

説明に入る前に、資料に誤りがございましたので、申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。

1ページ、4収納率（平成27年度）（2）口座振替加入率ですが、38.84%となっておりますが、39.03%に訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

着席して説明させていただきます。平成28年度国民健康保険料の収納に関する実施計画(案)につきまして主なものを説明いたします。先に説明しました実施計画と重複する箇所がありますがご了承ください。

それでは、1 ページをご覧ください。1 点目の基本方針ですが、目標収納率を設定し、目標達成のための実施方法、実施体制を明確にし、収納率向上に向けて対策を図るとしています。

2 点目の平成 28 年度の目標収納率についてですが、現年度分を 92.00%、繰越分を 35.00%としています。

3 点目に目標収納率を達成するための重点施策として（1）納付状況に応じ、短期保険者証の活用及び弁明の付与通知を徹底し、納付意欲の向上を図ります。

（2）収納指導員による訪問徴収及び催告を実施します。（3）休日納付相談会を実施します。（4）納付環境の整備として、口座振替の原則化及びクレジットカードでの納付を検討します。（5）資格喪失者の収納確認体制の強化に努めます。（6）滞納者の所得や資産状況を調査し、積極的に滞納処分を実施するとともに、担税力がないと判断できる者については執行停止の処分を行います。（7）二重賦課を解消していきます。

次に 5 点目の収納率向上対策ですが、主な対策について説明いたします。（1）文書催告ですが、9 月、4 月に差押予告通知書等を送付し、反応が無い滞納者については差押等の処分を行っていきます。また、職員による夜間電話催告を 12 月に実施します。（2）口座振替ですが目標口座振替率を設定し新規加入者の口座振替原則化を検討します。（6）納付相談ですが、平日に相談するのが難しい方を対象に 9 月、4 月に休日納付相談会を実施します。

以上で平成 28 年度国民健康保険料の収納に関する実施計画について説明を終わります。

（議長）

只今、事務局から平成 28 年度流山市国民健康保険実施計画（案）及び平成 28 年度国民健康保険料実施計画書（案）につきまして説明がありました。質問等ございましたらお願いいたします。

（委員）

資料 1-1、実施計画（案）の 3 ページの（3）ジェネリック医薬品使用促進通知についてですが、今年度は、ジェネリック医薬品の使用を奨励するための PR を印刷したカードケースを配付するとのことですが、そのデザインは決まっているのでしょうか。なぜなら、この

4月から診療報酬が改正になり、お薬手帳を忘れずとお薬代が、薬局での負担分が数十円高くなりますので、医療費としては百数十円高くなります。保険証のカードケースを作成するのであればお薬手帳に装着でき、保険証とお薬手帳がセットになるデザインを考えて頂ければ、忘れる方も少なくなり、国保の負担も軽減されると思います。

(事務局)

今回は、予算などの関係もあり既製品で、保険証が入るだけのケースにジェネリック医薬品のPRが印刷されたものになります。また、購入の準備にも入っていますので、デザインを変更することは難しいです。しかし、大変有意義なご提案を頂きましてありがとうございます。今後、検討していきたいと思います。

(議長)

他に何かございますでしょうか。

(委員)

平成28年度の目標収納率の繰越分は35%を掲げていますが、平成27年度の収納率は38.44%ですから、この数字より低い目標収納率にしたのはどうしてでしょうか。

(事務局)

平成27年度の繰越分の収納率は38.44%と高いですが、この数値は特別に高く、これまでは35%を超えたことはありません。38.44%を基準に目標収納率を設定するとかなりハードルが高くなりますので、今までの実績等を勘案して平成28年度の繰越分の目標収納率は35%としています。

(議長)

よろしいですか。次に委員どうぞ。

(委員)

保険料の収納率向上対策の推進の中で、これまでは口座振替制度やモバイルレジの促進を引き続き実施していくとのことでしたが、平成28年度においてはモバイルレジの促進がなくなり、代わりにクレジ

ットカードでの納付を検討するとなっていますが、何故、このような変更になったのでしょうか。

(事務居)

モバイルレジの収納は、非常に利用率が低い状況ではありますが今後も引き続き行っていきます。ただ、今年度については新たにクレジットカードでの納付を検討することとしました。

(議長)

他に何かございますでしょうか。

(委員)

口座振替の率は、平成26年度が39.74%、平成27年度が39.03%と減少していますが、何か原因は考えられますか。

(事務局)

口座振替の加入者につきましては、ご高齢の方が多く、75歳になりますと後期高齢者医療保険に移行してしまうことまた、65歳以上になりますと要件を満たせば年金からの特別徴収になりますので、それらが減少している原因と考えています。このようなことから今年度に口座振替の原則化を規則で定めることを検討していきます。

(委員)

人間ドックと脳ドックの件についてですが、脳ドックについては一昨年度から医師会との協議を経て平成27年度から実施できたことについては評価するところです。また、利用件数については、人間ドック、脳ドック等の合計が1,970件、昨年度と比較して400件増となり、今後も増加傾向に推移していくと思いますが、今年度の予算措置はどの程度見込んでいるのでしょうか。

もう一点として、収納率の件ですが、平成26年度収納率は千葉県内第5位になり努力されていることは評価するところですが、平成28年度の目標収納率92%は達成できる見込みがありますか。

(事務局)

まず、人間ドック等の予算についてですが、今年度については昨年

度の実績を踏まえ予算措置をしています。ただ、利用者の増加により予算が不足した場合は補正等で対応したいと考えています。

目標収納率92%につきましては、先ほど説明しましたが、口座振替の原則化を規則で定め、窓口等で口座振替は原則になっていることを説明していき、口座振替利用者を増やすことで収納率の上昇が図れると考えています。

(委員)

データヘルス計画の実施についてですが、主に健康増進課の保健師等の訪問指導により、40歳から50歳代の被保険者の特定健診受診率向上対策、糖尿重症化予防対策をPDCAサイクルにそって実施するとありますが、皆様もお読みになったかもしれませんが文芸春秋の6月号に100歳まで生きるという特集があり、その中に長寿県と短命県では何が違うのかということで、医療ジャーナリストが記述しています。その中で青森県と長野県を例に挙げています。短命県の青森県では、小学生に長寿教育を行っており、親はその教育について子供から聞くことにより健康に留意しなくてはならないと考えるそうです。

流山市においても、子供のころから健康教育を行うことにより、健康に対する関心度が高まり、ひいては子供から親の健康について注意することで効果があると思いますので、今後、導入を検討していただければと思います。

(事務局)

健康増進事業については、主に健康福祉部健康増進課が中心になって行っていますが、その事業計画の中に学校教育との連携について盛り込んでいると思いますので、委員のご意見については、担当課に伝えさせていただきます。

(議長)

学校教育の中で広めていくのは大事だと思います。以前、私も滞納対策の一環として、中学生頃から国民健康保険制度の周知を図るよう提案しましたので、委員のご意見については賛成します。

(委員)

資料1-1のその他、マイナンバー制度導入についてですが、平成

29年7月からマイナンバーを活用した運用が開始とされていますが、具体的にはどのようなことか、収納に関することにも利用されるのでしょうか。

また、平成30年度県単位化の進捗状況について、教えてください。

(事務局)

私からは県単位化の進捗状況について説明します。平成27年5月29日に法が改正され、これをもって現在、国では様々な研修会などが実施されているところです。また、平成30年度から県が財政運営の責任主体になりますが、県は各市町村が納付する保険料の算定や保険給付費等の支払いを行います。現在市では、県が保険料の算定に必要な各市町村の被保険者数、被保険者の所得などの情報を提出するためにシステム改修の準備をしています。今年の10月頃には、県のシミュレーションより試算した標準保険料率、納付金額が示される予定です。また、連携会議が組織されていて、県内全ての市町村が関わっていませんが、各地域から数市を集めて、3カ月に1回程度の頻度で情報交換の会議を開催しています。

今後の進捗状況については運営協議会で説明していきます。

(事務局)

マイナンバーについてですが、昨年度、マイナンバーを入力できるようにシステムを改修しました。平成29年7月から全国的にマイナンバーを利用した情報連携の開始となっていますが、今の時点では具体的なことは示されていません。案としては、保険者間の資格の確認、保険者間での検診データの活用などとされていますが、それらについての具体的な指示はありません。今後、具体的な内容が示されましたら、運営協議会で説明していきます。

(議長)

他に何かございますでしょうか。

(委員)

滞納整理についてですが、保険料は税金と同等と思っています。例えば、財産は、預貯金などが無く、居住するための不動産しかない場合、以前、国では物納が出来たわけですが、昨今、物納を嫌っている

と聞いています。市の実施計画書の滞納整理において、財産及び債権等の差押えを執行するとありますが、預貯金等の債権がなければ、即不動産を差押えられてしまうのでしょうか、それとも本人が売却しなくてはならないのか不安を抱いて生活しています。差押えについては、生活に支障のない範囲で執行されると思って良いのでしょうか。

(事務局)

国民健康保険を健全に運営する上で、保険料は必ず納めて頂かなくてはならない、そのような意味では税金と同格なものと考えています。そうしますと地方自治法、地方税法、国税徴収法に基づいて滞納整理を行います。滞納整理と言うのは納めて頂くだけではなく、担税力が無い方については、徴収緩和措置があります。徴収吏員に任命された職員が、納付義務者の生活状況等を勘案し、納付困難と判断できる場合は、滞納処分の執行を停止するという措置を取っています。

ただし、納付できるのに納付していない悪質な滞納者については、厳しく対応していきます。

(議長)

そのような方がいる場合は、事務局に相談していただくのが良いかと思えます。

他に何かございますでしょうか。

(委員)

短期被保険証の期間は何カ月ですか。

(事務局)

短いのですと原則3カ月です。

(委員)

どの程度の滞納で短期になるのでしょうか。

(事務局)

流山市の場合は、8月に保険証の切り替えを行います。今年度の場合で説明しますと、平成27年度第5期以前に滞納があると、8月から11月までの保険証になります。

(議長)

他に何かございますでしょうか。

それでは、平成28年度流山市国民健康保険実施計画案に対する意見等をまとめさせていただきます。平成26年度実績で保険料の収納率が千葉県内では現年分が5位という事について、高く評価するところです。今年度は保険料が改定されましたが、収納率が下がる事が無いように今後も引き続き努力していただき、負担の公平性の確保や経営の安定化を図っていただきたいと考えております。

また、各種保健事業の実施にあたっては、医療費の適正化に努めると共に被保険者の健康の保持増進を図り、最終的には医療給付の抑制につながるよう要望いたします。

次に、議題2のその他の平成28年度決算見込みについて、事務局の説明を求めます。

(事務局)

資料2-1及び2-2をご用意ください。決算につきましては、5月31日の出納閉鎖期間終了により数値が確定しますので、次回以降の運営協議会で正式なものを報告したいと思っておりますが、現時点の決算見込みにつきましては、ご報告します。

A3横長の資料1、「平成27年度決算見込」をご覧ください。

まず、歳入についてご説明します。見込額については、確定前ですので、1,000円未満を切り捨ててご説明します。

1款 国民健康保険料につきましては、39億587万7千円となる見込みです。

収納率は昨年度より高くなると見込んでいますが、予算現額と比較すると1億7,404万9千円の減額となります。

減額となった要因は、保険料予算額は前年度以前の保険料額実績を基に、被保険者の減少など社会情勢を考慮し算定いたしますが、平成27年度中の保険料算定の基礎となる被保険者の所得が見込みより少なかったこと、また、年金受給年齢の引き上げに伴う継続雇用制度の義務化という法改正による、60歳から65歳の被保険者の減少などが主なものと考えています。

3款 国庫支出金につきましては、30億7,394万9千円となる見込みで、予算現額と比較すると581万9千円の増額となります。

が、国庫支出金の内、療養給付費負担金が、毎年申請額より多く交付されるため、平成28年度に返還する分もこれに含まれています。

4款 療養給付費等交付金につきましては、4億6,568万円になる見込みで、予算現額と比較すると7,434万7千円の増額となります。

これは、社会保険診療報酬支払基金から交付される、退職被保険者に係る療養給付費等の交付金になりますが、退職被保険者制度が、今年度から段階的に廃止されるため、本来であれば予算額が縮小するものでありますが、歳出において、退職被保険者に係る療養給付費等が見込数より多かつたことによるものです。

ただし、退職被保険者は減少していますことから前年度決算との比較では、9,577万3千円の減となっています。

5款 前期高齢者交付金につきましては、51億6,503万1千円となる見込みで、ほぼ予算現額どおりとなっています。

前年度決算との比較では、前期高齢者の増加により、2億9,519万1千円の増額となります。

6款 県支出金につきましては、8億5,839万5千円となる見込みで、予算現額と比較すると1,140万8千円の減額となっています。これは、財政調整交付金の減額によるものです。

7款 共同事業交付金は、高額医療費の発生による保険者の財政運営の不安定を緩和するために交付されるもので、35億5,578万4千円となる見込みです。予算現額との比較は9,817万1千円の減額となっていますが、前年度決算との比較では、20億6,399万円増加しており、医療費の高額化の傾向にあることが伺えるところです。

9款 繰入金金は、国保財政の赤字分を一般会計から繰り入れるもので、12億5,009万3千円になる見込みです。予算現額と比較すると、4,826万2千円の減となっていますが、前年度決算との比較では、9,858万9千円増加しています。

次に、歳出についてご説明します。

2款 保険給付費につきましては、109億7,773万4千円となる見込みです。

予算現額との比較では不用額が出ていますが、前年度決算との比較では、療養給付費の増額により、1.16%増、前年度は1.88%増、金額で1億2,568万3千円の増額となっております。

3款 後期高齢者支援金は、後期高齢者の医療費を賄うため、健康保険や国民健康保険など全ての保険者が拠出するもので、22億6,441万2千円となる見込みです。

予算現額と比較して1億4,415万2千円の減額となっていますが、これは、納付額の確定によるものです。納付額は、当該年度の支払と2年前の支援金の精算からなっており、今回、精算金との相殺により減額になったものです。また、前年度決算の比較では、1,554万2千円の減額となっています。

6款 介護納付金につきましては、8億646万2千円となる見込みで、予算現額より5,053万1千円の減額となっています。これにつきましては、納付額の確定により減額になったものです。また、前年度決算の比較では、8,565万3千円ほどの減額となっています。

7款 共同事業拠出金につきましては、36億3,626万6千円となる見込みで、医療費の高額化により、前年度決算との比較では、20億8,670万6千円の増額となっています。

8款 保健事業費については、1億7,375万5千円となる見込みで、予算現額より1,017万7千円の減額となっています。人間ドック・脳ドック事業については利用者の増加により増額補正しましたが、他の事業費の支出が見込みより少なかったためです。前年度決算の比較では、141万6千円ほどの減額となっています。

以上、歳入総額が184億6,089万7,113円、歳出総額が182億7,034万4,228円で実質収支額は1億9,055万円となる見込みです。

ただし、実質収支1億9,055万円の額には、平成27年度の国庫補助金である療養給付費等負担金の実績より多く交付されていることから、その償還を平成28年度で精算する分が含まれています。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、宜しくお願いいたします。

(議長)

事務局から、平成27年度決算見込みについて説明がありましたが、質問等ありましたらお願いします。

(委員)

表の見方ですが、増減額を算出するのに歳入は、収入済額（B）マイナス予算額（A）、歳出は予算額（A）マイナス支出済額（B）になっていますが、歳入も歳出も同じ計算にしないのは何か理由があるのですか。

(議長)

市役所の決算の手法ではないのですか。

(事務局)

財政上の規定でこのようになっていると思うのですが、歳入では予算額に対して収入済額いくらであったのか、歳出では支出済額に対して予算はいくらかであったのかに着目しているのですか。

(事務局)

補足しますと、これは市の財政の様式を採用していますが、説明しないと分かりづらい所がありますので、今後の運営協議会においては分かりやすい方法で出来るように検討させて頂ければと思います。

(議長)

これについては、市役所の統一的なルールがあると思いますが、委員よろしいでしょうか。

他に何かございますか。

よろしいですか。

それでは質問が無いようですので、議題2のその他については、終了とさせて頂きたいと思います。

この議題以外に何かございますか。

それでは質問が無いようですので、以上をもちまして、平成28年度第1回国民健康保険運営協議会を閉会します。

(事務局)

次回の日程につきましては、7月から8月にかけて開催したいと考えておりますが、決まり次第ご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。